

ID: 49

担当部署: 子ども家庭課

処分の概要	利用の承認		
例規名 根拠条項	大河原町放課後児童クラブ事業実施規則 第6条第1項		
例規番号	平成29年規則第15号		
【基準】			
第5条及び第6条の規定による。 (対象児童)			
第5条 事業の対象児童は、町内の小学校に在籍する児童で、保護者の就労、疾病、その他の事情により放課後家庭で適当な保護指導が受けられない児童とする。 (利用申請)			
第6条 放課後児童クラブを利用する児童の保護者は、放課後児童クラブ利用申請書(様式第1号)に、就労証明書又は家庭において児童を保護することができないことを証明する書類を添えて町長に提出するものとする。			
2 保護者は、第3条第2項に規定する延長利用を希望する場合は、放課後児童クラブ延長利用申請書兼決定通知書(様式第1号の2)に、利用日程を記載した書類を添えて町長に提出するものとする。			
3 町長は、第1項による申請書を受理したときは、これを審査し、適当と認めた場合は、当該申請者に放課後児童クラブ利用承認通知書(様式第2号)を交付するものとする。			
4 町長は、第2項による申請書を受理したときは、これを審査し、適当と認めた場合は、当該申請者に放課後児童クラブ延長利用申請書兼決定通知書を交付するものとする。			
5 保護者は、放課後児童クラブの利用を中止しようとするときは、放課後児童クラブ利用中止届(様式第3号)を町長に提出するものとする。			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和3年7月5日	最終変更年月日	年 月 日